

(別紙4)

公立病院改革プランの概要

団 体 名		岡山県真庭市					
プ ラ ン の 名 称		湯原温泉病院改革プラン					
策 定 日		平成 21年 3月 27日					
対 象 期 間		平成 21年 ~ 平成 25年度					
病院の現状	病 院 名	真庭市国民健康保険湯原温泉病院					
	所 在 地	岡山県真庭市下湯原56					
	病 床 数	105床					
	診 療 科 目	内科、外科、整形外科、神経内科、呼吸器科、胃腸科、循環器科、アレルギー科、リウマチ科、皮膚科、肛門科、リハビリテーション科、放射線科					
公立病院として今後果たすべき役割(概要) (注)詳細は別紙添付		<p>○市内北部で唯一の救急告示病院として、市民あるいは観光客の一次、二次救急医療を取り扱っている。救急搬送では、北部地域の過半を担っている。</p> <p>○平成18～22年度を計画期間とする「第5次岡山県保健医療計画」に基づき、県の真庭二次保健医療圏における「へき地医療拠点病院」として5へき地診療所等へ医師の派遣ほか、過疎地域の入院医療を行うなど圏域内の民間医療機関では担うことの出来ない機能を担当する。</p> <p>○市民の疾病予防、健康増進の拠点として集団検診、医療相談、健康講座等の保健衛生活動を行う。</p> <p>○今後更に少子高齢化の進行する中山間地域において、地域住民の生活を守るためにも、住民のニーズに応える地域包括医療の実践が当院が担う役割となる。</p>					
一般会計における経費負担の考え方(繰出基準の概要) (注)詳細は別紙添付		<p>○病院事業債起債元利償還金の2/3(平成14年度以前分)ないし1/2(平成15年度以降分)の繰入</p> <p>○救急医療に要する経費(特別交付税算定相当額)</p> <p>○不採算地区病院に要する経費(特別交付税算定相当額)</p> <p>○公立病院附属診療所の経費(普通交付税算定相当額)</p> <p>○基礎年金拠出金(普通交付税算定相当額)</p> <p>○追加費用(特別交付税算定相当額)</p> <p>○医師等の研究研修費(普通交付税算定相当額)</p>					
経営効率化に係る計画	財務に係る数値目標(主なもの)	19年度実績	20年度	21年度	22年度	23年度	備考
	経常収支比率	101.0	99.0	100.1	100.8	101.0	
	職員給与費比率	56.0	58.0	59.4	59.0	59.3	
	病床利用率	85.8	87.0	87.0	87.0	87.0	
	材料費対医業収益	23.1	22.9	22.5	22.5	22.2	
	薬品費対医業収益	17.5	17.0	16.9	16.9	16.9	
	医業収支比率	93.1	91.2	90.2	90.8	90.9	
	入院患者1人あたり単価	20,418	20,640	20,850	20,850	20,850	
	外来患者1人あたり単価	9,656	9,402	9,500	9,500	9,500	
	平均在院日数	16.2	16.2	16.1	16.1	16.0	
上記目標数値設定の考え方		任意項目は、医療提供の内容を反映し患者単価に結びつく指標を選択した。 (経常黒字化の目標年度:21年度)					

				団体名 (病院名)	真庭市(湯原温泉病院)		
公立病院としての医療機能に係る 数値目標(主なもの)		19年度実績	20年度	21年度	22年度	23年度	備考
年延入院患者数		32,897	33,330	33,330	33,330	33,330	
年延外来患者数		48,393	47,200	47,990	47,850	47,710	
救急患者取扱件数		279	284	289	294	299	
手術件数		105	108	111	114	117	
健診,ドック,ゆけむり含む		674	720	734	748	762	
みとり数		58	60	60	60	60	
数値目標達成に向けての具体的な取組及び実施時期	民間的経営手法の導入	○経営管理機能の強化 部門別コスト、収益の分析、経営効率の測定。 ○顧客満足度のアップ 医療の質の向上、業務の効率化、インフォームド・コンセントの充実。					
	事業規模・形態の見直し	○平成17年新築移転時に病床数を117床から105床へ12床(10%)削減している。 ○現在105床(一般50床、療養55床)で、病床利用率85%であり、今後も維持に努める。 ○療養55床は、全て医療型である。					
	経費削減・抑制対策	○医薬品、医療材料の調達に当たって種類の見直し(標準化、集約化)などの合理化を行い、競争原理を働かせながら、購入価格の低下を図る。 ○在庫管理を徹底し、遊休品の発生防止、在庫量の適正化を図る。 ○業務量や業務内容の状況を考慮し、適正な職員配置や非常勤職員等の活用を図る。(また、職種間横断的協力体制の確立) ○省エネ対策の徹底(電気使用量のデマンド管理) ○職員による軽微修繕、自前印刷など					
	収入増加・確保対策	○医師確保、看護師等医療スタッフの確保(院内保育の検討) ○医事のみならず、医師、看護師はじめ医療部門においても、診療報酬等による研修を実施し、知識の向上と部門間の連携を強化し請求漏れの削減に努める。 ○地域連携、紹介率の向上による増患対策、空き病床の有効活用など効率的な病床管理による病床利用率の向上、在院日数の短縮。 ○各種健診、ゆけむりドックの充実 ○薬剤師による服薬指導の強化(薬剤管理指導料) ○未収金の徴収、未収金の未発生対策 ○温泉掛け流しの水治療、リハビリやアトピー性皮膚炎等の治療、さらにはメタボリック解消の水中歩行など温泉を最大限に生かした特色ある病院づくりを行い、他地域からの収益確保を図る。					
	その他	○医師、看護師の専門性や知識の向上を図るため、院内研修の実施や外部研修への参加の促進 ○医師の勤務軽減のため、医療補助者を配置し、医師の負担軽減を図る。 ○収益の改善を念頭に職員による経営検討委員会で情報の収集、先進事例の検討など、さらなる経営改善を目指す。					
各年度の収支計画		別紙1のとおり					
その他の特記事項	病床利用率の状況	17年度	86.45%	18年度	88.51%	19年度	85.84%
	病床利用率の状況を踏まえた病床数等の抜本見直し、施設の増改築計画の状況等	○湯本診療所(旧湯原温泉病院)の建物については、平成22年度において旧病院の昭和56年改築部分の償還が終了する。 収支の状況等を勘案しながら解体時期を検討する。					

団体名
(病院名)

真庭市(湯原温泉病院)

再編・ネットワーク化に係る計画	二次医療圏内の公立病院等配置の現況	真庭医療圏唯一の公立病院であり、真庭市北部における唯一の病院である。	
	県医療計画等における今後の方向性	○平成18～22年度を計画期間とする「第5次岡山県保健医療計画」に基づき、県の真庭二次保健医療圏における「へき地医療拠点病院」として5へき地診療所等へ医師の派遣ほか、過疎地域の入院医療を行うなど圏域内の民間医療機関では担うことの出来ない機能を担当している。	
	再編・ネットワーク化計画の概要及び当該病院における対応計画の概要 (注) 1 詳細は別紙添付 2 具体的な計画が未定の場合は、①検討・協議の方向性、②検討・協議体制、③検討・協議のスケジュール、結論を取りまとめる時期を明記すること。	<時期>	内容 再編、ネットワーク化については、真庭2次医療圏に他の公立病院がなく、また、近隣公立病院には遠く、医療関連性においても、他圏域公立病院との連携が考えにくいことから、再編、ネットワーク化計画は行わない。
経営形態見直しに係る計画	経営形態の現況 (当 所 に <input checked="" type="checkbox"/> を記入)	<input checked="" type="checkbox"/> 公営企業法財務適用	<input type="checkbox"/> 公営企業法全部適用 <input type="checkbox"/> 地方 立行 法人
	経営形態の見直し(検討)の方向性 (当 所 に <input checked="" type="checkbox"/> を記入、検討中の場合は 数)	<input checked="" type="checkbox"/> 公営企業法全部適用	<input type="checkbox"/> 地方 立行 法人 <input type="checkbox"/> 指定管理者制度
	経営形態見直し計画の概要 (注) 1 詳細は別紙添付 2 具体的な計画が未定の場合は、①検討・協議の方向性、②検討・協議体制、③検討・協議のスケジュール、結論を取りまとめる時期を明記すること。	<input type="checkbox"/> 民間 <input type="checkbox"/> 診療所化	<input type="checkbox"/> 一部事務組合・ 域連合 <input type="checkbox"/> 健施設など、医療機関以外の事業形態への移行
点検・評価・公表等	点検・評価・公表等の体制 (委員会等を設置する場合その概要)	運営委員会(学識経験者9名)において改革プラン取組状況の、点検、評価を実施。市議会(委員会)で報告。	
点検・評価の時期(毎年〇月頃等)	点検・評価の時期(毎年〇月頃等)	毎年1回(8月)	
その他特記事項			

(別紙)

団体名 (病院名)	真庭市(湯原温泉病院)
--------------	-------------

1. 収支計画 (収益的収支)

(単位:百万円、%)

区分		年度						
		18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度	
収	1. 医 業 収 益 a	1,185	1,232	1,227	1,240	1,237	1,237	
	(1) 料 金 収 入	1,140	1,188	1,183	1,202	1,199	1,199	
	(2) そ の 他	45	44	44	38	38	38	
	うち他会計負担金	44	44	44	38	38	38	
	2. 医 業 外 収 益	192	195	189	216	214	212	
	(1) 他会計負担金・補助金	172	176	169	197	195	193	
	(2) 国(県)補助金			1				
	(3) そ の 他	20	19	19	19	19	19	
	経 常 収 益 (A)	1,377	1,427	1,416	1,456	1,451	1,449	
	入	1. 医 業 費 用 b	1,301	1,324	1,346	1,374	1,363	1,361
(1) 職 員 給 与 費 c		699	690	712	736	730	734	
(2) 材 料 費		252	285	281	279	278	275	
(3) 経 費		160	160	160	166	169	167	
(4) 減 価 償 却 費		135	133	134	135	128	127	
(5) そ の 他		55	56	59	58	58	58	
2. 医 業 外 費 用		90	89	85	81	77	74	
(1) 支 払 利 息		61	57	54	50	46	43	
(2) そ の 他		29	32	31	31	31	31	
経 常 費 用 (B)		1,391	1,413	1,431	1,455	1,440	1,435	
経 常 損 益 (A)-(B) (C)		▲ 14	14	▲ 15	1	11	14	
特 別 損 益		1. 特 別 利 益 (D)						
		2. 特 別 損 失 (E)	4					
		特 別 損 益 (D)-(E) (F)	▲ 4					
純 損 益 (C)+(F)		▲ 18	14	▲ 15	1	11	14	
累 積 欠 損 金 (G)		▲ 107	▲ 93	▲ 108	▲ 107	▲ 96	▲ 82	
不 良 債 務	流 動 資 産 (ア)	714	790	812	841	850	885	
	流 動 負 債 (イ)	121	118	120	120	120	120	
	うち一時借入金							
	翌年度繰越財源(ウ)							
	当年度同意等債で未借入又は未発行の額(エ)							
	差引 不 良 債 務 (オ) {(イ)-(エ)} - {(ア)-(ウ)}	▲ 593	▲ 672	▲ 692	▲ 721	▲ 730	▲ 765	
単 年 度 資 金 不 足 額 (※)		▲ 70	▲ 79	▲ 20	▲ 29	▲ 9	▲ 35	
経 常 収 支 比 率 $\frac{(A)}{(B)} \times 100$		99.0	101.0	99.0	100.1	100.8	101.0	
不 良 債 務 比 率 $\frac{(オ)}{a} \times 100$		▲ 50.0	▲ 54.5	▲ 56.4	▲ 58.1	▲ 59.0	▲ 61.8	
医 業 収 支 比 率 $\frac{a}{b} \times 100$		91.1	93.1	91.2	90.2	90.8	90.9	
職 員 給 与 費 対 医 業 収 益 比 率 $\frac{(c)}{(a)} \times 100$		59.0	56.0	58.0	59.4	59.0	59.3	
地方財政法施行令第19条第1項 により算定した資金の不足額 (H)								
地方財政法上の資金不足の割合 $\frac{(H)}{a} \times 100$								
地方公共団体の財政の健全化に関する法律上の 資金不足比率								
病 床 利 用 率		88.5	85.8	87.0	87.0	87.0	87.0	

(※)N年度における単年度資金不足額については、次の算式により算出すること。

○「N年度 単年度資金不足額」=「N年度の不良債務額」-「N-1年度の不良債務額」

・不良債務額が負の数となる場合(不良債務が発生しない場合)においても負の数で上記単年度資金不足額を算出すること
例)「22年度単年度資金不足額▲30百万円」=「22年度不良債務額▲20百万円」-「21年度不良債務額10百万円」

団体名 (病院名)	真庭市(湯原温泉病院)
--------------	-------------

2. 収支計画(資本的収支)

(単位:百万円、%)

年度		年度						
		18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度	
収 入	1. 企業債	7	19	7	5	5	5	
	2. 他会計出資金	85	103	122	122	114	114	
	3. 他会計負担金							
	4. 他会計借入金							
	5. 他会計補助金							
	6. 国(県)補助金			2				
	7. その他							
	収入計 (a)	92	122	131	127	119	119	
	うち翌年度へ繰り越される 支出の財源充当額 (b)							
	前年度許可債で当年度借入分 (c)							
	純計(a)-(b)+(c) (A)	92	122	131	127	119	119	
	支 出	1. 建設改良費	7	23	14	5	35	5
		2. 企業債償還金	141	176	213	208	190	190
		3. 他会計長期借入金返還金						
4. その他								
支出計 (B)		148	199	227	213	225	195	
差引不足額 (B)-(A) (C)		56	77	96	86	106	76	
補 て ん 財 源	1. 損益勘定留保資金	56	77	96	86	106	76	
	2. 利益剰余金処分額							
	3. 繰越工事資金							
	4. その他							
	計 (D)	56	77	96	86	106	76	
補てん財源不足額 (C)-(D) (E)								
当年度同意等債で未借入 又は未発行の額 (F)								
実質財源不足額 (E)-(F)								

- 複数の病院を有する事業にあつては、合計表のほか、別途、病院ごとの計画を作成すること。
- 金額の単位は適宜変更することも可能。(例)千円単位。

3. 一般会計等からの繰入金の見通し

(単位:千円)

	18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度
収益的収支	(12) 217	(12) 220	(18) 213	(7) 235	(7) 233	(7) 231
資本的収支	() 85	() 103	() 122	() 122	() 114	() 114
合計	(12) 302	(12) 323	(18) 335	(7) 357	(7) 347	(7) 345

(注)

- ()内はうち基準外繰入金額を記入すること。
- 「基準外繰入金」とは、「地方公営企業繰出金について」(総務省自治財政局長通知)に基づき他会計から公営企業会計へ繰り入れられる繰入金以外の繰入金をいうものであること。